

# 消費税改正に関する弊社対応のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月に成立した改正消費税法に基づき、消費税率が平成 26 年 4 月から 8%に引き上げられることが閣議決定されました。このため、平成 26 年 4 月以降該当する消費税をお客様にご負担いただくこととなります。下記に、弊社の対応を記しますので、何卒ご理解を賜りますようお願い致します。

## 基本方針

消費税率引き上げの趣旨に沿い、適性に税額を預かり納付することと致します。

## 各種会費について

平成 26 年 3 月分の会費（平成 26 年 2 月 26 日引き落とし予定分）までは 5%

平成 26 年 4 月分の会費（平成 26 年 3 月 26 日引き落とし予定分）からは 8%

※会費の充当月（役務提供時期）により消費税率が変わります。

### 【年間一括支払いの取り扱いについて】

一括で頂いた会費を 1 2 ヶ月に分割し、平成 26 年 3 月分までは 5%、平成 26 年 4 月分以降は 8%でお預かりすることとなります。

既に平成 26 年 4 月以降の会費をお預かりしているお客さまには、適応対象分の消費税差額について 3 月以降ご案内致しますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

## 店舗販売商品・有料サービス

4 月 1 日より 8%の新消費税率に変更